

平成26年12月5日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第4回定例会
平成26年12月5日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 一般質問
" 2 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
" 3 議案説明
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

内藤議会運営委員長。

[内藤 明議会運営委員長 登壇]

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、一昨日、本会議終了後に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)であります。追加議案の取り扱いについては、日程第2で議案上程、日程第3で市長の議案説明を受け、散会することといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

平成26年12月5日（金）

（第4回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	学校教育について	(1) 県や国が進めてきた少人数学級（35人以下学級）の教育効果について (2) 山形県が進めている併設型中高一貫教育校の概要について	14番 内藤 明	教育委員長
10	ごみ問題について	(1) 一般廃棄物処理の現状と改善策について	16番 川越 孝男	市長
11	市政執行上の現状と課題及び改善策について	(1) 病院前の道路整備について (2) 災害復旧工事について		市長
12	乳幼児への歯科フッ素塗布について	(1) 劇薬に指定されているフッ素（フッ化ナトリウム）塗布の見直しについて		市長
13	土砂災害について	11月中旬に今夏の広島市の土砂災害を受けて、改正土砂災害防止法が制定された。施行されるのは2カ月後だが、以下2点について伺う。 (1) 本市内の地区名と箇所数 (2) 説明会の内容と対策	11番 荒木 春吉	市長
14	「大人のひきこもり」について	県は今春、全民生・児童委員2,426人に対し同協議会を通じ、アンケート配布・回収する方法で、いわゆる「大人のひきこもり」の調査をした。「いる」と答えた同委員は937人で、該当者総数は1,607人だった。 (1) 市内の委員割合と該当者総数 (2) 考えられる傾向と対策		市長
15	学習状況調査について	10月21日（火）に教育委員会は「平成26年度全国学力・学習状況調査に係る本		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		市全体の状況と考察」の報告をした。その中の「2「学習状況調査」の結果から」について伺う。 (1) 校長会で発表した内容 (2) 重点的対策		

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 質問番号9番について、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

通告番号の9番、学校教育について教育委員会委員長にお尋ねをいたします。

初めに、県や国が進めてきた少人数学級（35人以下学級）の教育効果について伺いたいと思います。

さて、山形県は教育山形「さんさん」プランとして少人数学級を実施し、その後、国においても義務教育標準法の改正によって、小学校1学年が35人以下学級となり、基礎定数化が図られてきました。

こうした取り組みについて、本議会におけるさきの9月定例会に提出された少人数学級の推進及び義務教育の国庫負担制度の改善を求める意見書提出に関する請願の中では、実施前に比べ学力の向上や不登校児童の減少、欠席率の低下が見られ、子供や保護者からも好感触で受け入れられ、クラスの学級規模を引き下げたことによる一人一人の子供に丁寧な対応を行うことができたことによる成果として、教育的な効果を具体的に記しております。

私も保護者を初め、多くの教職員の皆さんから機会あるごとに同じような意見を伺っておりますので同じような考えを持っておりますが、改めて教育委員会の見解を伺っておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

内藤議員から学校教育について、特に県や国が進めてきた少人数学級の教育効果についてのお尋ねがありましたのでお答えを申しあげたいと思います。

議員からもありましたように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、通常「義務標準法」というふうに称してはいますが、現在、小学校1年生は35人、その他の学年は40人が学級定数となっております。

本県では、平成14年から教育山形「さんさん」プランを小学校1、2、3年生からスタートさせまして、その後、順次対象学年を拡充、平成23年度には中学校3年生まで全面実施をしております。

また、特別支援学級の基準も国では8人ですが、本県は今年度から独自に6人に引き下げた学級編制を導入いたしました。

このような少人数学級編制を導入したことにより次のような評価が認められております。

まず、一人一人の理解度や興味、関心を踏まえたきめ細かな学習指導が可能となり、発言や発表

の機会もふえて授業参加がより積極的になるなどして学力の向上に結びついている。

2つ目に、子供たちが抱える生徒指導上の課題に即した個別指導の充実が図られ、教員と児童・生徒の関係がより緊密化したりするため、長期欠席率が低下したり、暴力行為なども少なくなっているという状況になっているという2点が成果として掲げられております。

このような成果を踏まえまして、県教育委員会では、「さんさん」プランを本県教育の基盤であるとして次年度以降も継続していくとしております。

本市では、本年度、小学校、中学校5校、延べ14の学年が「さんさん」プランの適用を受け33人以下の学級編制となっております。簡単に申しあげれば、14学級が「さんさん」プランの恩恵を受けているということになるかと思えます。

また、特別支援学級のうち、1学級は8名であるため、この「さんさん」プランにより4名ずつの2学級編制というふうにすることができております。

これらの適用を受けた学校からは、一人一人の児童・生徒の実態に応じたきめ細かな教育が可能となる少人数教育のよさというものが指摘されているところであります。

このような実態を踏まえまして、本市教育委員会といたしましても、今後とも少人数学級編制のこのよさをより一層生かした指導の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ただいま委員長からは、少人数学級のよい点についていろいろお伺いいたしまして、今後もそれを続けていきたいというお話であったというふうに思いますけれども、ところで、さきにこうした少人数学級等に対して財務省は、公表した指導によると、教職員の給与が高いということで教員数の合理化が必要というふうに指摘され、具体策として35人学級を40人に戻すなどの例示をしたわけでありましてけれども、このうち、小学校1学年の学級人数を35人に引き下げたことについて、その後もいじめや暴力が増加し、効果が認められないとしておることは御承知のとおりであります。

このいじめの認知数は、学校やまた社会全体のそれを見逃さないというふうな取り組みがあって、そうしたいじめの数といいますか、暴力の数といいますか、そういうふうなものが当面上がってくるというのは、むしろそれは当然のことであって、それは効果があったというふうに私は見るべきであるというふうに思います。こうした一面的な財政的なものだけを見て、そうした視点からだけを見て教育的な質を考慮しないような考え方、つまり木を見て森を見ないようなものだというふうに言わざるを得ないというふうに思いますが、こうした財務省の考え方について、改めて財務省が指摘したことについて教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 御指摘のように、財務省サイドといいますか、10月27日に財政制度等審議会の財政制度分科会というのが開かれておりますけれども、その席上においても、平成23年の義務標準法の改正後も小学校における問題発生件数に占める小学校1年生の割合は、ほとんど変わっておらず、むしろいじめや暴力行為は少し増加している、あるいは小学校1年生の学級編制が40人から35人に下げられたが、いわゆる小1プロブレムは解消しておらず、明確な効果は見られない。議員御指摘のように、厳しい財政状況を踏まえれば、学級編制の標準は40人に戻すべきというような説明がなされているということは、私どもも承知しているところであります。これまでの少人数教育

や指導力向上の取り組みとその成果を踏まえて、きめ細かな指導体制の整備を図っていくということは、大変重要なことだというふうに私ども、認識しております。

県の教育委員会のほうでも教育山形「さんさん」プランを推進中でありまして、本市教育委員会としましても、この少人数学級編制のよさを生かしてまいりたいというふうに考えておるところであります。こういう面において、国においてもこれまで同様、少人数教育や指導力向上の取り組みを推進していただきたいものというふうに考えているところでもあります。

そういう意味で、財務省の説明といたしますか、サイドからの考え方については、内藤議員おっしゃられるような、単に効率性、あるいは財源の問題からのみ論じられるべきものではないというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私も、現場の教職員の皆さんといろいろお話する機会があるわけですが、教育委員会のほうでも同じような考え方だと私も一安心するところではありますが、やっぱりこうした動きに対していろんなところから意見を申しあげていかなきゃならないというふうに思っているところではありますが、さきに議会ではこうした意見書を求める請願が出されまして、国や関係機関に既に全会一致で採択されて意見書として提出をしているわけではありますが、私は、こうした地方議会だけでなくしていろんなところからこうした運動を進めていくべきだろうなというふうに考えております。

そういうことで、学校教育に関しては、つまり学校関係者、教育関係者、あるいは教育委員会等が一番やっぱり学校の子供たちに接する機会が多いわけですから、そういうところの意見が非常に大きく反映されるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、教育委員会としては、こういうふうな動きに対して何か対応策としてできることはないのかなというふうに私、思っているんですが、何かあれば、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 教育委員会サイドといたしますか、私ども教育委員会としましても、1つは、県単位で山形県市町村教育委員会協議会というふうなものも設置・組織しているわけではありますが、私ども単独で物を言うよりは、議員おっしゃられるように、こういう組織を生かした要望活動というものが大事だろうというふうに思います。そういう意味で、11月17日に県の教育長、それから県の議会議長宛てに、それから翌18日になりますけれども内閣総理大臣、衆・参議院議長、文部科学省大臣、総務大臣、財務大臣、あとは県選出の国会議員に対しまして、平成27年度文教施策と予算要望に関する要望書というふうなものを提出しております。その中で少人数学級編制についても、先ほど述べたような趣旨で要望をいたしておるところであります。

このようなことで確かに組織立って、あるいは連携してこういう要望活動というのは大事だというふうに思いますので、こういう他の関係機関、関係団体とも連携をとりながら要望活動なり、私ども主張を訴えていきたいものだというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 軌を一にした、こうした動きをしていただいているということ、大変ありがたいことだなというふうに思っているわけではありますが、ぜひこうした動きについて全国的な動きにしていきたいと思っておるところでございます。

差し当たっては、県内の教育委員会協議会というふうにおっしゃいましたか、そこでというふうなことでありますが、全国的な動きにこれになっていけば、さらなる少人数学級の推進につながるというふうに思いますので、ひとつさらに強力に進めていくようお願いしたいというふうに思っておるところであります。

次に、山形県が進めている併設型の中高一貫教育校の概要についてお尋ねをしたいというふうに思います。

県の教育委員会は、平成24年3月に示した仮称県立東根中高一貫校の教育基本計画の中で中高一貫教育について触れ、6年間の計画的・継続的な教育活動により、生徒一人一人の個性と能力を伸ばし大学進学等の真の目標を達成した上で、将来は魅力あるリーダーとして社会のさまざまな分野で活躍し、未来の山形県、日本、そして、世界を支える人間を育成することが期待されるとして、県内初の併設型中高一貫教育校の準備作業を進めてまいりました。

そして、今回具体化したものとして平成28年4月に開校する県内初めての県立中学校と県立高等学校を併設した中高一貫教育校である仮称山形県立東桜学館中学校、山形県立東桜学館高等学校を東根市に設置するとし、県内において説明会が行われております。去る11月10日には本市において西村山地区を対象とした説明会が行われておりますので、まずその概要についてお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 議員から、併設型の中高一貫教育校・東桜学館についてのお尋ねがありましたので、お答えを申しあげたいと思います。

質問の中にもありましたように、今回平成28年4月に東根に開校する東桜学館、これは県内初の併設型中高一貫教育校ということになります。この東桜学館についての概要ということですので、御説明を申しあげたいと思いますが、次のような点はその特色として示されております。

まず、設置の趣旨といいますか、狙いは、6年間の計画的・継続的な教育活動により、生徒一人一人の個性と能力を伸ばし、大学進学等の進路目標を達成した上で、将来は魅力あるリーダーとして社会のさまざまな分野で活躍し、未来の山形県、日本、そして、世界を支える人間を育成すること。

2番目に、中学校及び高等学校の教員が共同で学習活動や進路指導等のあり方を研究し、その成果を発信することにより本県の教育実践を牽引するというようなことを期待するものとなっております。

そして、その基本理念として高い志、創造的知性、豊かな人間性、この3点、3つを掲げているところでもあります。

また、一般の中学校や高校と異なる主な特色として次の点が挙げられております。

まず、中学校でも55分授業を実施したり、高校入試がない時間的余裕を活用し学力や個性、創造性を伸長する。中学3年時に英語を体験的に学べる海外研修旅行を実施する。東桜学館中学校の生徒については、東桜学館高校への入学選抜は行わない。内進生として入学の意思を確認して進学させる。高校の1年時は200名を6学級の少人数学級に編制してきめ細かく指導する。それに、志望大学や習熟度に応じて科目を選択できるカリキュラムを導入するという極めて先駆的なといいますか、試みを取り入れようということが示されております。

概要としては以上のことを申し上げたいと思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 こうした中高一貫教育校の設置目的については、私も見せてもらいましたのでそこに書いてあるとおりのことを見れば、今、委員長が申されましたとおり、基本理念のところを見ますと、高い志、創造的知性、豊かな人間性などと、こういうふうなことをうたわれているわけでありますけれども、こうした教育目標というのは、どこの中学校やどこの高校でもあるわけでありまして、そんなに大差はないというふうに思うんですね。

私は、さきに担当者から研修会等でこうしたことをいろいろ伺ってきたわけでありますけれども、本質的な設置目的がいま一つよくわからないんですね。この前、説明をされたのは、もちろん、主催が県の教育委員会でありますけれども、後援として寒河江市教育委員会も名前が出ておりますので、設置目的がきちっとしたわかるような形でもし教えていただければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 本質的な設置目的というお尋ねでありますけれども、それに直接答える前に、まずこの中高一貫校というふうなものの実施がどのようになされるかという意味で3つの実施形態というふうなものがあるわけですが、まずそこからお話しさせていただきたいというふうに思います。

1つは、中等教育学校であります。これは全く一つの学校として6年間、一体的に中高一貫教育を行う。6年間の課程は前期課程と後期課程に区分されるという、全く一つの学校として6年間というものであります。

それから、併設型中高一貫教育校、これが東桜学館が進めようとしているわけですが、これはただいまの中等教育学校より緩やかな設置形態というべきものでありまして、同一の設置者による中学校と高校を接続するというものであります。この併設型中学校の入学については学力検査を行わない。また、併設型高校においては、その自分のところのといいますが、併設型中学校から入学する生徒については、入学者の選抜は行わないというものであります。

それから、3番目に連携型中高一貫教育校、これは異なる設置者間における中学校と高校が教育課程の編成や教員、生徒間の交流などで連携を深める形で中高一貫教育を実施するという、今申しあげましたように、3つのパターンの一貫校があるわけですが、そのようないずれにも共通してまず言えることは、従来、これが本質的な趣旨、目的と言ってよろしいのかと思いますが、従来の中学校、高等学校の制度に加えまして生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を選択できるようにすると。それによって中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を目指すということが本来的な設置目的とあってよろしいかと思えます。もう少し要約すれば、中等教育の多様化、あるいは複線化といってもよろしいんじゃないでしょうか、それと保護者、生徒の選択の幅を広げるというふうなところに狙いがあるものというふうに理解しております。

今回はこの東桜学館は、本県がこれまで金山町と小国で導入してきました連携型に加えまして併設型の一貫校を設置しようとするものというふうに理解しているところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 連携型の学校とは、これは明らかに違うわけでありまして、この前、研修会に参加させていただいた最後、資料をいただきまして私もずっと見させていただきました。

その中で、やっぱり中学校3年間の授業時数等を見ると、数学では標準より97時間も多いんですね。それから、それを標準校と比較すると、25%多くなっているということでもあります。それから、高校の内容を約70時間先取りをするというふうなことも出ておりました。また、英語では33%、標準校より多く、そして、140時間になるそうでもあります。標準より140時間が多いということですね。つまりかなりの時間数をこれに費やすというふうに思うわけでありましてけれども、高校で扱う3,000語を中学校3年間で学習する内容になるそうでもあります。

また、学習面においては、学習面の学校生活においては単位制を導入して教員を加配し、そうした活用をもって多くの学校設定科目を開設、そして、東京大学や医学部など難関大学にも対応できる教育課程を編成するというふうにしております。

さらに、これは口頭で申されておったのでありますけれども、福島県の例を出され、中高一貫教育校ということで会津学鳳高校というんですか、「学」に「鳳凰」の「鳳」を書いた学校ですが、この例を出されて、昨年だったというふうに思いますが、2名の東大の合格者を出したそうでもあります。現役の生徒の中からそういうふうな2名の東大の合格者を出したというお話でございました。これは福島県の教育関係者は非常に驚いたといいますか、喜ぶほうの驚きだというふうに思いますけれども、そういうふうな話がありました。以前は会津学鳳高校というのは女子高校であって、そうした東大等の合格なんて考えもしなかった学校だそうです。そういう点からして非常に教育レベルが上がったといいますか、教育関係者も非常に喜んだといいますか、ということでありましたけれども、私はそこにこの何か山形県の東桜学館というのが設置目的が透けて見えるような気がいたします。

といいますのは、こうした教育方針は、つまりこれまでもいろいろ議論されてまいりました。受験競争をあおるとか、さらにこうしたものに拍車をかけるんじゃないのかなと私は心配もあるわけでありましてけれども、そういうことでもってさらに今のような世の中に弱肉強食の世の中を推進するようなことにつながらなければいいなというふうに思っているわけですが、また、そうした危惧の念を持つわけでありましてけれども、そのことについて教育委員会はどのようなふうなお考えを持っているのか、お考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま議員が御指摘になられました懸案ということにもなるんでしょうけれども、私どももまだこの学校は本県において初めてということもありまして、どのような形になるかというのが不明な面が多いわけですがけれども、確かにこの案内なんか見ますと、東京大学、医学部なども難関大学に対応できるということを示しております。

先ほど申しあげましたように、中等教育に多様性をもたらして保護者、子供たちに選択の幅を与えるという意味では、この学校というのは意義があるんだろうと思いますけれども、私どももそれによって受験競争をあおったり、あるいは学校間格差をいたずらに高めるようなものではあってはならないというような懸念といいますか、そういうものもないような形での運用をということでは思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 教育委員会の考え方は考え方として私も理解できますが、ぜひそうあってほしいなというふうにも希望を申しあげたいというふうに思います。

そこで、さきの本市における説明会には、何か50名程度が参加されたというふうにお聞きをしていますが、本市からの参加者というのはどれくらいかわかりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 端的にお答え申し上げますけれども、11月10日に寒河江市の中央公民館においてこの地域説明会というものが開催されておりますが、この場には54名の参加があったというふうにお聞きしているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 寒河江市内からの出席者というのはおわかりになりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 申しわけありません。ちょっと把握しておりません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この東桜学館中学校・高等学校の設置について、東根市を中心とする隣接する市や町では教育委員会、もちろんだの学校もそうなんです、教育委員会等では、その中高一貫校の設置によって生徒数が減じて、その学校に入ることによってその町や市の教育委員会が管轄する学校の生徒が減じて、従来の学校経営が困難になるんじゃないかというふうな心配が既に出ているそうであります。先ほど申しあげましたとおり、54名という参加、西村山からはこの説明会に参加をされたというお話ですが、本市からはこの東根市、つまり設置される場所が東根市役所のそばであるそうでありますからかなりの距離感がありますので、遠い距離ということもあって入学希望者が多いとはちょっと考えられませんが、そういう意味ではさほど影響がないのかなというふうにも思っておりますけれども、そのことに関してどういうふうな御見解をお持ちなのか、ぜひ伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 なかなか難しい質問でありますけれども、実際、先ほどの説明会の状況を見ますと、8カ所の説明会に合わせて822名というふうになっておりますけれども、大変な数の参加者があったわけですし、保護者や生徒、先生方にも大きな関心事であることが確かであるんだろうというふうに思います。

それで、この東桜学館のほうに生徒が行くことによって、例えば本市内の学校に影響を受けて学校経営が困難になるのではないかというような御質問でありますけれども、このことに関しまして、これまたまさしく不明なわけではありますが、教育委員会のほうではこの質問に対して次のように回答しているんですね。

ちょっとその回答を読み上げてみますけれども、全国的に見ると、かなり広い範囲から入学してくる傾向が見られる。ただ、逆に一般の公立中学校については、自己の希望や目標が具体化し、進路意識が明確になった時点で自分にふさわしい高校を選択できるといった利点もある。現在のあり方だと思っておりますけれども、特定の小学校から多数の入学者が出る可能性は低いだろうというようなことが説明会の席上、答えられているわけですが、ただ、先ほど申した説明会の会場においては、かなり参加者の数にばらつきと申しますか、大変な差があります。

そういうふうなことで本市のような場合、距離的に見て東根とのことでどのような位置づけになるかでありませけれども、今の回答を見ます限り、かなり広い範囲から入学してくる可能性があるというふうなことからいけば、本市の学校への影響、とりわけ御指摘のように、またこれ少子化の影響ということもありますので、それと連動して学級編制、学校経営上の問題というのが生じないとも限らない、あるいは当然、想定すべきだろうというふうには思っております。

したがって、私どもとしては、今後の動向を十分に注視してまいりますとともに、設置者であります県の教育委員会と情報を共有しながら、なお近隣の市町村の教育委員会との情報収集といえますか、交換といったほうがいいんでしょうか、しながら対応を検討していかなきやならないなと思っております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひそうした地域の動き等に敏感に反応していただいてよく捉えていただいて、適切に対応していただくようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号10番から12番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 私は通告している課題について市民の方より生活する中や企業活動を展開する中で起きている寒河江市政の問題点を指摘され、チェック機関である議会の議員として具体的に調査をして改善してほしいという声が寄せられました。それらを踏まえ、社民党市民連合の一員として順次質問をいたします。

通告番号10番、ごみ問題について、一般廃棄物処理の現状と改善策について伺います。

寒河江市では、家庭などから出される、いわゆる一般廃棄物の処理については、西村山広域行政事務組合で行っています。ごみの減量化と再資源化、リサイクルをするために11種類への分別の徹底と最終処分場への持ち込み量を最小限に抑えるために、粗大ごみ処理施設の建設やごみ焼却処理施設の更新などで多額の経費を要することから、この間、ごみの有料化など市民の協力を得て進められているわけでありませ。

現在の11種類への分別では、緑文字袋の燃やせるごみは焼却処理されています。青色と橙色文字袋の資源ごみ、これも6種類に分別されるわけですが、それぞれリサイクルに回されています。また、有害乾電池と有害蛍光管は専門処理業者に委託されています。残る赤文字袋の燃やせないごみと粗大ごみは、粗大ごみ処理施設の破砕機にかけられ、アルミ、鉄、不燃物、可燃物、プラスチックに自動的に5分類されます。そして、アルミと鉄はリサイクルに回され、可燃物とプラスチックはごみ焼却処理施設に回され焼却処理され、残る不燃物だけが最終処分場に埋立処分されることになっています。市民にはそのように説明されてきています。

ところが、実態はプラスチックが混同したものが最終処分場に埋め立てられているのであります。いつこの場で誰がどのような理由でそのように変更されたのか、全く不明であります。

先ほど申しあげた5分類というのはサンプルもクリーンセンターの入り口にあります。こういう形で不燃物は瀬戸物やガラスくずや、そういうふうなものが不燃物として出てくると。それを最終処分場に持って行って埋め立てをしているんだという形でサンプルも出ているんです。

ところが、実態はこういうものが埋め立てされているんです、こういうものが最終処分場に今現在、こういうものなんです。というふうな実態になっているわけでありまして。

現在埋め立てられている最終処分場は、底の部分は遮水シートが張られていません。土手の堤頭の部分だけは遮水シートありますけれども、現在埋め立てられている箇所は遮水シートがありません。したがって、土壌や水質の汚染などの心配があります。また、こういったことが住民に説明もされず、知らされていません。これでは住民不在です。構成自治体もどこまで承知しているかも不明であります。寒河江市でも所管課である市民生活課は、今回の私の指摘で初めて知ったように思われます。行政の対応として極めてまずいと思います。

そこで伺います。こういう現状について市長はどのように認識され、このようになった原因と改善策について伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

川越議員からは、一般廃棄物の最終処分の現状について御質問がございました。御案内のとおり、寒河江市の一般廃棄物については、西村山広域行政組合で共同処理をされているわけでありまして。そうした前提でお答えをしたいというふうに思います。

そういった意味で、大平埋立処分地には現在、焼却残渣、破碎不適物、資源ごみに含まれないプラスチック類、不燃物を埋め立てているという状況にあるわけでありまして。現在の焼却施設の稼働が予定された当初は、粗大ごみ処理施設から出たプラスチック類は焼却する計画でございました。しかしながら、このプラスチック類にアルミニウムを初めとする金属類が多く混入しているという状況がありますので、そのまま焼却をすると水素爆発などの重大事故につながるおそれがあるということで、焼却には適さないという判断のもとに、当初稼働の段階から現在のような埋立処理を行っているのが現状でございます。

また、現在の埋立処分地の底部には遮水シートが張られておりませんが、処分地造成の認可を受けた昭和58年1月当時の基準では、底部にはかたい岩盤であるということから遮水シートの設置義務はございませんでした。そういったことではありますが、汚水については処理施設で適正に処理をして水質管理を実施した上で放流されております。その結果については、毎年県のほうに報告をし、特に問題はないという状況になっているところであります。

川越議員からは、この10月6日の西村山広域行政事務組合の第2回議会定例会のほうで、埋立処分をした残渣類に破碎されたガラス、瀬戸物類と混合して御質問の硬質プラスチックやビニール類と処理困難物が埋め立てされているということから、埋立物を再検証を行うべきという御意見があったわけでございます。

そうしたことを受けて広域行政組合のほうでは、改善策の一つとして燃やせないゴミ袋などの袋類については、人的作業で袋を破ってできるだけビニール類を排除する前処理の検証を実施しているところでございます。また、小型廃家電リサイクルの取り組みを行うなどを検討しているというふうに聞いているところでございます。

また、住民の方々に対する周知の方法としては、これまでもクリーンセンターだよりなどを通していろいろな形で広報しているわけでありましてけれども、今後とも適時・適切に情報を提供していく予定というふうに聞いているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどから申しあげておりますとおり、市の一般廃棄物、広域行政事務組合で共同処理を行っている事務でありますので、今後ともクリーンセンター並びに構成市町で情報を共有しながら住民にわかりやすく、そして、さらなる埋立量の減量化に向けて鋭意取り組んでいく所存でありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 混同して処理されていること自体が問題だという問題意識を持つかどうかなんです。最初はガラスとか瀬戸物とか、そういうふうなものだったんだと。ところが、実際、今の焼却処分場をつくったときからこのようにしていたんだと、今のようにこういうものを皆入れていたんだというふうな話なんですね。しかし、こったなこと、誰も知らないですよ、そうでないと思っていますよ。

まず1つは、こういうものが皆、混同されている。これから赤色の袋だけでないですよ。今の市長の答弁だと、赤い袋だけ前作業で取りますということになる。それだけでないんです。まず、現状を見ていただきたい、現場。そして、それでよしとするのか、私はこれでよしとしないから改善策を求めているんです。そうしたときに、別な方法、いろいろ考えるべきだというふうに思います。

それで、今の5分別の中では、今はだめだと。例えばプラスチックでも中にアルミがくっついていて今のさまざまな包装類があるわけですね。プラスチックはプラスチックだけ、アルミはアルミだけというのでなくてそういうふうなことがあると。あるいは、木片にもねじが打たれていたり、あるいはくぎがくっついたりすると、そいつを燃やすとだめだからとなると、木片も従来であれば可燃物と言われたものも皆、持っていつているんですね。

そういうふうなことからすれば、私は、1つは、今も粗大ごみ処理施設の分別処理機能というのは、当初はそういうふうに5分別なるといふふうに思われていたんだらうと思いますけれども、ごみの質が変わったというふうなことからすれば、そういうふうなことは改めて検討してみる必要があるんだと思います。袋さえ取るといふと、このまま投げていふのは、私は絶対おかしいと思います。だったら、この次のやつだって、シートも何も張らないで岩盤あってなんだったら、今つくっている2期の拡張の大平の処分場だって、そんなに金かけないで何ら問題ないのではないかと、いふふうに逆論理的になります。

あと、農家の人は、廃ポリ、さくらんぼや何かのポリ、昔は畑の脇に置いていた。しかし、それは環境汚染になるということで今、皆、集めてお金を出して処分しているんです。そういうとき、これでいいなんていうことについてはおかしいと思いますので、改めてこの点については検証していただきたいということと、随時報告しますでなくて、こういうふうに変ったこと自体、あとクリーンセンターのパンフレットに5分別して不燃物だけ持っていくというふうに書かれているんです。だものだから、そこら辺も含めて、スタートしたときからそのとおりだといえ、全くおかしい問題がありますのでさらに検証していただきたいということと、一部事務組合で、広域事務組合でごみの部分は共同処理しているからそっちだという問題でなくて、一般廃棄物は法律上は地方自治体の義務です。本来の業務です、法律上は。それを単独ですか、直ですか、一部事務組合ですか、あるいは委託などするか、民間でやってくれるところがあれば、いろんな方法あるわけがありますけれども、根本的には寒河江市の本来の業務だということと法律上、きちんと認識して、そして、関係する団体と連携とりながらいふのはそのとおりでありますけれども、そういう意識

で寒河江市はやっていただきたいということを申しあげておきます。

次に、通告番号11番、市政執行上の現状と課題及び改善策について伺います。

1つは、市立病院前の道路整備についてであります。市当局は順調に進んでいると言い、26年度に取り組む事業内容は第1工区の本体工事の完了までと第2工区への一部着手とされています。

調査をしてみますというと、平成26年5月7日に予算の交付決定を受け、第1工区の本体工事の入札が26年7月16日に実施され、7月18日には市内の建設会社との間で工事期間、平成26年8月5日から平成27年3月21日までとする契約が締結されています。

ところが、第1工区の用地買収は完了したが、大型店舗の補償交渉が決まっていなかったために、本体工事ができない状況であることが判明いたしました。

建設管理課によると、交渉は市の職員が担当し全力で取り組んでいるが、成立の見通しは12月いっぱいか、もしかすると1月になるかもしれないというのです。もう既に工事期間8カ月間の半分は過ぎています。12月に入り雪も降ってまいりました。日照時間も短くなっています。通行する歩行者や運転者に危険や不便を強いることになりかねません。おこなっていることで地域への経済効果にもマイナスになります。雪降る前の、雪降らない段階での工事ができず作業効率の悪化は避けられません。私は、入札や契約は用地の買収や補償が完了してから、もしくは完了する確実な見通しを得た上で行うべきだと思うのであります。

そこで、市長は、こういう実態をどのように認識し、どう対応されてきたのか。さらに、第1工区の年度内完成の見通しを含めて今後の対応策を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 山西米沢線について御質問いただきましたが、この路線については、平成24年度から事業に着手をしているわけでありまして。大変交通量が多い、それから通学路にもなっている、その安全確保ということで進めてきたわけでありましてけれども、用地買収、物件調査などを実施をして順次用地取得の交渉に取り組んでいるところでございます。地権者の方と契約して7月に工事を発注したということでございます。その時点において御指摘にありましたが、道路の西側の大型小売店などとの補償が未契約という状況にありましたが、補償の話し合いにおいて工事に影響が出ないよう対応する旨の回答をいただいていることもあって、補償交渉と同時に工事を進められるのではないかとこのように考えて工事を発注したところでございます。

しかしながら、その後の大型小売店側の諸事情によっていまだ契約に至っていないという状況であります。できるだけ26年度内の早期完了を目指して工事を発注したところであります。

契約がおこなわれている大型小売店とは契約完了から工事完了まで4カ月程度かかると見込んでいますので、相手方と連絡を一層密にしながら契約締結に向け取り組み、第1工区の早期完了を目指してまいりたいというふうに思っております。

市としては、第1工区はもちろんでありますけれども、第2工区も含めた全体として平成29年度までの完了を目指しているところでありますので、今後とも早期完成に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長の答弁で、私の勘違いかどうかわかりませんが、24年度からというふうなことのようでありましてけれども、私の認識だと、23年度から29年度までの7年間かなという

ふうな認識をしておったんですけれども、どうなんでしょうかね。というふうなことが今の答弁でちょっと感じた部分です。私の勘違いかもしれませんが。実施計画ではそういうふうになっているというふうな私自身の認識ですが、まず、そういうふうに大丈夫だと思って進めたということですけども、私、ここで今回指摘しているのは、やっぱり入札をしたり、契約をする段階ではちゃんと用地を獲得して仕事できるような状態に発注者側、市側がさんなねということなんですよ、私が言っているのは。そのときの考え方はいいですけども、しかし、現実こういう問題、それはもちろん、受注した業者さんも大変でしょうし、市民に迷惑かかるんです。

今回、私に、議会報告会の後なんです。議会報告会で質問出て、私どもの班で行ったところにも、そして、順調に進んでいるというふうな報告、私も当初予算でとっているから順調に進んでいたというふうに思っていました。ところが、「おたく、その場にいたったんでないか」と厳しい指摘ですよ。「いました」と。「よくと調べてみる」というふうなこと。調べてみたらこういう状況なんですね。

したがって、この辺をやっぱり改めなきゃだめだというふうに思うんです。じゃ、当初はそういうふうなことでなると思って7月の段階で入札で発注したということですけども、その後、動きとれなくて困っているという、こういう状況、市長はいつの段階で知りましたか。私は副市長のところに相談に行きましたよ、現場から聞いて。大型店舗の交渉が決まらないために進まないんだそうだとことを聞いたものだから副市長のところに行きました。「なに、この入札終わって発注なっているべ」と。「いや、そうでなくてこういう問題あるんだ」と。「ならば繰越明許だ」と。そんなことでないんですね。やっぱりそういう現場にはそれぞれ言っているんだそうです。何とかならないか、いつごろ交渉決まるんだと。そいつが上に全然上がらない。半年の中で4カ月間も過ぎるとい、こういう状況は市長自身、きちんと受けとめてほしいのよ、受けとめて。そして、改善してほしいのよ。そうでないとだめなんです。市民にも迷惑、議会は予算、全部提案されたときにすぐ通しているわけですから。そのことをちゃんと受けとめてほしいということ一つ。

もう一つは、昔は用地係ありました。今ないのよね。この交渉というのは極めて単なる一般的な事務作業と違うと思うんです。したがって、こういうふうな部分が今、寒河江市に欠けているんじゃないかと思えますけれども、用地係の必要性についてどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 工事については、我々としてはある程度の計画を持って期間を立てて仕事を進めるということですから、当然のことながら順調に進んでいきたいと、こう思うのは当然であります。

そういった中で、交渉事でありますから必ずしもうまくいくことばかりではありませんので、そういうところでいろいろ課題も、途中で当初予定しなかった課題なんかも出てくるというのが現実なところがあるかと思えますから、そういったところはある程度、御理解をいただけなきゃいかんというふうに思います。そういう意味で、努力をさせていただいているところであります。

また、特に用地交渉などというのは大変地道な努力が要る業務でありますから、そういったところについては、できるだけ経験を積んで、そして、交渉がうまく進むような知識、経験を有している職員が必要だというふうに思っていますから、そういう意味でいろいろこれから考えてもいかな

きゃならんというふうに思います。市のこともそうですけれども、柴橋日田線なども大変長くなっているというわけでありますから、そういう意味で、交渉事ではありますけれどもいろいろ考えていかなきゃならんというふうに思っています。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 相手あることだから交渉というのは、いろんなことあるというのは十分わかります。しかし、入札をし、発注して契約をするという段階では、市がやらなければならない交渉関係はめどをつけてからすべきだということを私は言っているんです。今回のように、すぐなるであろうという臆測の中でやっていくというと全体的に問題が生じるので、その時点では全部終わってから、でなかったら確実に補償交渉が済むという、これを得てからすべきだということを申しあげていますので、そこは時間だけとりますのでぜひ受けとめていただきたい。そうでないと、また同じことが起きますよ。相手から損害賠償なんてかけられたら大変なことになりますから、そういうことも含めてきちっと受けとめてほしい。私、言っていること、相手あるからいろいろ変わっていくということ、そのことを認めるとかなんとかを言っているんでない。それはそのとおりなんです。しかし、発注する段階でそういう見通しをつけてからすべきだということを申しあげていますので、今後、同じ轍を踏まないためにも私が言っていること、市長、どのように受けとめているのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々はぜひ計画どおりに事業が進むように、その計画については住民の皆さんにも説明しているわけですから、その説明した内容については、責任を持つというわけでありますので、ぜひそういったことで、できるだけ事業を計画どおりスムーズに進めていく、その最善の努力をさせていただきますというふうに思います。そういった意味でいろいろ反省すべきところは反省をしていく、そして、次のステップにつなげていきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ここだけ時間とっておりませんので次に移りたいと思います。

2つ目は、災害復旧工事について伺います。

9月定例市議会で市道上谷沢高丘線と市道上谷沢奥山線の土木施設災害復旧費1,920万円の追加補正予算が可決されました。

ところが、現場は災害査定時のままであり、地元からは23年度の農林災害復旧工事のように雪が降ってから工事するのではないかという声はまだぞろ寄せられましたので、そこで、調べてみました。11月18日の時点で財政課に行ってみますと、入札が実施されていないことがわかりました。山形県より内示が来ないために入札ができないということでした。

しかし、私ที่ได้た情報によると、災害復旧工事の場合、災害の査定を受け確定すれば、それぞれの自治体で事業費を確保した時点で復旧工事に着手できるんだそうです。査定を受ければ速やかに事業費を確保し、災害復旧を計るべきなんだそうです。県に対する要請や県からの内示は復旧事業と並行して事務的に進められるものであり、内示がなければ入札できないというものではないと聞いています。

この見解の違いは、一刻も早い災害の復旧を図るためには極めて重要なことだと思うんです。今回の市の対応は7月の9日、10日に災害が発生しました。そして、9月2日に災害査定が行われて

います。9月12日に配分予定額数値を市では受けています。9月19日に補正予算が議会で可決をしています。そして、11月18日、補助金交付予定額内示、これを受けて工事請向、そして、12月2日入札執行、12月3日契約、12月4日工事着手で27年3月10日完成予定となっています。しかし、私は11月18日の補助金交付確定の内示を受けてから工事伺に入るのではなく、その2カ月前の9月19日、補正予算が可決された段階で工事伺を出して工事に着手をしていくべきだったと思います。

そこで、この補助金予定額の内示を受けた後でないといふと工事伺ができないとする寒河江市の対応は間違いであり、改めるべきだと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 間違いだとは思いますが、(「言っているんです」の声あり)間違いだとは思いません。そういうふうにも今までもしてきて今回もしたということではありますが、ただ、それが最善の方法かどうかということについては、やはり我々も検証しなきゃいかんということではありますが、できるだけ早くという御指摘の点は十分承りましたので、我々も今後のいろんな災害の復旧事業の対応について、現場の状況やら緊急性なども十分考慮しながら鋭意取り組んでいく必要があるというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私が間違いだと言ったのは、内示が来ないうち、工事伺に入られないんだという、この見解は間違いでしょうということを私は申しあげている。それは見解の相違、これは全世界に配信になっているわけですからそれぞれの自治体の管理者の皆さんだつて、議員の皆さんだつてみんな見ているわけですから、私はそのことを、内示を受けないといふと入札に向けての業者の資格の審査にも何も入られないといふ、ここは違うんでしょう、こういう見解は間違いなんだろうということを申しあげたんです。

それで、お尋ねをしますけれども、これずっと調べてみますと、ずっとそういうような対応、これまでもなっているのね。そして、災害のやつは繰越明許でずっと毎年なんですね、ここのところを見ると。それで、こういう実態について災害は直ちにすべきだと、災害工事に着手すべきだといふふうなことで、これまで監査委員から指摘はなかったんですか。どうですか、行政側で、建設管理課で。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 これまではなかったところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱみんなもっともっと市民の立場になって、それぞれの立場の人も勉強していただいてやっていただきたいということをここでは申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど川越議員からの御質問で、山西米沢線の事業着手、平成24年度からと、こう

いうふうに御答弁申しあげましたが、23年度から市の単独で取り組んだ部分がありますので、正確には平成23年度からということをございましたので、訂正させていただきます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 次に、通告番号12番、乳幼児への歯科フッ素塗布について伺います。

寒河江市では、乳幼児への健康診断時に歯科検診とあわせてフッ素塗布が行われており、25年度の実績で見ますと、1歳6カ月児が対象者の97%、2歳6カ月児が95.3%、3歳児が85.8%実施されています。

フッ素の塗布は保護者の判断で実施しているというふうに言われておりますけれども、私は問題があるというふうに思います。健康福祉課が発行した保護者向けのフッ素塗布Q&Aによると、「フッ素塗布による副作用はないの」との問いに対して、「通常の塗布では心配ありません。塗布後、歯の色が変わることはありません。ただ、心配な方は塗布する前に歯科医院に御相談ください」と書かれています。

しかし、副作用の可能性が指摘されています。行政には副作用やリスクをきちんと説明する責任があると思います。9,000ppmのフッ素塗布は、厚生労働省の虫歯予防事業として実施されているようですが、フッ素は高濃度のため急性中毒の危険性が大きいそうです。WHOでは特別な場合以外の使用を奨励せず、8歳未満の子供には禁止勧告しているそうです。

このようなことから、劇薬に指定されているフッ素、フッ化ナトリウムを乳児の歯に塗ることは歯科医師の中でも賛否両論があり、推進する人と慎重に扱うべきとする人がいると聞いています。

以上のことから、乳幼児への歯科フッ素塗布については、中止を含め見直すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 フッ素の塗布の御質問であります。御指摘のとおり、現在、フッ素塗布については、虫歯予防のために1歳6カ月、2歳6カ月、3歳児健診の中で歯科医師によりまして、保護者の御判断に基づいて希望者に対して実施をしている状況であります。

一般的に虫歯の予防、特に子供の虫歯の予防対策としては、甘味飲食物の過剰摂取の制限でありますとか、歯磨きによる歯垢の除去、そして、この歯質の強化対策としてのフッ素塗布が総合的に実施をされているところでございます。

本市におきましては、平成12年度からフッ素の塗布を開始をしているわけではあります。虫歯有病率は下がってきている状況であります。

フッ素塗布については、御指摘のとおり、虫歯予防効果のメリットがある一方で、体に対する安全性を心配される意見があるということも承知しているところでございます。乳幼児のフッ素塗布については、厚生労働省、それから日本歯科医師会といった専門機関が推奨する方法ということになっておりまして、歯科医師の安全管理のもとに実施されているというふうに理解をしているところでございます。

御案内のとおり、幼児においては、歯磨きや食生活のみでは十分な口腔内の管理ができないことが多いわけでありまして、歯質の強化のため、フッ素の活用を希望する方も多くいらっしゃるわけでありまして。今後、保護者の方々に対してフッ素に関する情報を丁寧に提示をしていく必要があるというふうに思っておりますが、希望される方々が安心してフッ素が活用できるように、歯科医師

会などと十分を連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういうふうなことでされているんだというふうに思いますけれども、やっぱり保護者の判断と言いながら、保護者に説明されるペーパーがQ&Aで出されていますけれども、やっぱりしている人たちの意見だけですね。副作用についてもないという書き方、これがさまざまな問題がありますというふうに書かれれば、保護者もいろいろあるんだと思います。まさにそういうことがされないとだめ。全く同じ、原発もそうだったと思います。問題は、事故起きたら大丈夫だ、安心神話があったんです、安全神話が、安全神話。しかし、東京電力福島第一原子力発電所がああいうふうになりました。そういうふうなことをわかっていた上で選択。

したがって、今、寒河江市では保護者の判断でというふうに言われますけれども、私、申しあげたように、全部は言いませんでしたけれども、いろいろそれを見る中で慎重にと言われている人たちの見解や何かがここに書かれていないんですね。したがって、本当に保護者が判断するんだっつたらば、副作用の問題やデメリットの部分も書いて、そして、判断してもらいたいと思います。これ役所からこれされれば、みんな「んだがっす」というふうになるんだと思います。ぜひその点を、やっぱり命にかかわる問題ですからね、劇薬に指定されている薬品でありますから十分検討して、これまでやってきたことはそういう判断でやられてきたんだと思いますので、これからも保護者の判断でということには、全部するなとかもできない。保護者の判断でといえればそれでいいんだけど、保護者が判断するための材料としては、これでは不十分だということを申しあげていますし、私は劇薬は子供に入れたい方がいい。したがって、見直しを含めて検討をお願いしたいというふうに申しあげていますので、このことについても保護者の判断という部分、判断が的確にできない状況がありますので、このことも含めて改めて見直しをお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子供たちが安全にすくすくと成長していただくというのも基本でありますから、健康も大事でありますから、基本は、やっぱり安全・安心だというふうに思いますから、そういう見解があると、御意見があるということも我々も十分承知をしているところでありますから、保護者の皆さんにお伝えする際の情報提供、適切な情報提供のあり方について、さらに検討を加えていきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。私どもも戦後生まれですから小学校のとき、体育館にみんな集められて頭から腹の中からDDTをシュッシュとされた記憶があります。当時は、やっぱりノミ、シラミ初め、そういうふうなものを防ぐためにその時点ではした。しかし、そんなこと、とんでもない、今の。フッ素だってそういう指摘を最初の段階、そうだと思います。

しかし、そういう問題があるんだとすれば、そのことをも保護者にきちっと知らせ、そして判断をしていただくということは極めて行政として当たり前の中だというふうに思いますので、今、市長の答弁でいいわけでありましてけれども、ぜひそういうふうなことで、子供の安全・安心、健康第一、今だけでなく将来に起きるといふようなことも、薬というのは今だけでないんですね。後にまで体内蓄積をしていって起きるといふ問題もありますので、ぜひ見直しを含めて御検討いただきたいと思います。私の一一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

ました。

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番から15番までについて、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告13から15番について質問いたします。市長と教育長の御答弁、よろしくお願いします。

初めに、13番の土砂災害について伺います。

今回8月に広島市で発生した集中豪雨下の土砂災害により、74名ものとうとい人命が失われました。この惨事を受けて先月の19日、改正土砂災害防止法が公布された。同法の趣旨は、①危険区域の明示、②避難情報の提供、③避難体制の充実強化、④国による援助となっています。同法施行後の対応が本市にも求められると思います。

まず、(1)本市内の土砂災害対象地名と箇所数について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、ことしの8月、豪雨によりまして広島市北部で発生した土砂災害などを踏まえて改正土砂災害防止法が11月19日に公布され、2カ月内に施行されるということになっているところであります。

今回の改正内容、先ほど荒木議員、4点と、こういうふうにおっしゃいましたけれども、我々、大きく分けて、最後の国からの支援ということを除くと大きく3つになるんだというふうに理解をしているところであります。

もう少し内容を説明させていただくと、1つには、都道府県に対して土砂災害警戒区域などの基礎調査の結果の公表を義務づけて、住民に危険性を認識してもらい早目の避難行動につなげるものとする。2つ目は、気象庁と都道府県が連名で出す土砂災害警戒情報について、都道府県に対し、市町村への通知と一般への周知を義務づけ、市町村が迅速に避難勧告等を出せるようにすること。3つ目には、土砂災害警戒区域などがある市町村は、地域防災計画に避難場所と避難経路に関する事項などを定めるものとするなどということになっているところであります。

先ほどその内容で、都道府県に土砂災害警戒区域などの基礎調査の結果の公表を義務づけているということですが、山形県におきましては、土砂災害防止法に基づき平成16年度から基礎調査を実施をして地域への説明を行っているところであります。そして、この26年度に警戒区域等の指定を完了していくという計画になっているところであります。

本市におきまして、平成19年から基礎調査、説明を行い、来年の3月、26年度中に指定を終える予定になっているところでございます。

御質問は、市内の土砂災害警戒区域等の地区名と箇所数ということでございましたが、県の基礎調査の結果によりますと、26年度分の予定も含めて全体では7地区、133カ所となっております。内訳を申し上げますと、寒河江地区4カ所、柴橋地区16カ所、高松地区2カ所、醍醐地区21カ所、白岩地区35カ所、幸生地区26カ所、田代地区29カ所、合計133カ所ということになります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今年度中に一応調査が終わるということなのでありがたいなと思っています。今、

地区名と箇所数ありましたが、多分寒河江市でも真ん中ではなくて周辺部が多いのかなと思っています。多分避難所等に関して説明会とかあると思うんですが、もし説明会があるとすれば、その内容、何カ所で開くとか教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県のほうの具体的な対応については、先ほど公布から2カ月以内に施行なるということで申しあげましたが、その施行後に市町村に対して説明会を開催して対応を提示するというところでありますので、寒河江市といたしましても、県の説明を受けて市の説明会を開催を計画しているところであります。今日、さまざまな災害の発生が懸念されるわけでありますのでその対応は極めて重要であります。そういった観点で市内全地区で説明会を開催したいという考えでございます。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。説明会は全地区で開くということなので、それは結構なことだと思っています。

そして、地震、津波というのは、多分地震はいきなりですが津波は多分時間差があります。それに比べて土砂災害とか、地すべり、土砂崩れというのはいきなり来るものですから、それに対するの対策というのは万全を期しないと被害者が出るという感じでありますので、その辺の対応はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、14番の大人のひきこもりについて伺います。

10月1日に刊行された池上正樹著「大人のひきこもり一本当は「外に出る理由」を探している人たち」（講談社現代新書2286）には、本件の取り組みが紹介されています。その中の15から19ページ間に以下の記述があります。

「山形県は昨春、全民生・児童委員2,426人に対し、同協議会を通じアンケート配布及び改修する方法で、いわゆる「大人のひきこもり」の調査をした。「いる」と答えた同委員は937人で、該当者総数は1,607人だった」と。

そこで、まず本市内で「いる」と答えた委員数と該当者総数について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御質問にありました大人のひきこもりに関するアンケート調査であります。県において昨年、困難を有する若者などに関するアンケートとして、ひきこもり状態にある方やニート、非行など民生・児童委員から見て心配な方を把握する調査を実施をしています。

そのアンケート結果について「いる」と回答した民生委員の割合はどうかということですが、調査を実施した県において、非公開の取り扱い項目としているということでもありますので、市町村別の割合については把握できないということでもありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

それでは、本市における該当者総数はどうかということでもあります。先ほど申しあげましたが、これはひきこもり状態にある方、そして、ニート、非行など民生・児童委員から見て心配な方の総数は54名という結果になっております。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

国では、大人のひきこもりは40歳以上をカットしていて、何で山形県を取り上げたかという、

40歳以上のやつも調査しているんですね。多分きのうの女性週刊誌の「女性セブン」によれば、大人のひきこもり、日本全国で225万人いるというキャッチコピーが出ていましたけれども、多分詳細な調査は、県でも4年間かけて行うということなので多分それ以降、きちんとしたデータが出てくるのかなと思います。去年やってことしは多分やっていないのかなと思いますが、あと2年でどうするか、期待をして見守りたいと思います。

市内にも54人の方がいるということなので、それに対する分析の結果というか、対策というか、そういうものについて伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県からの情報によるわけでありまして、本市においてひきこもりなどの状態にある方とされる方の54人の人口比率にしますと、0.13%ということになるわけでありまして、県全体では0.14%になるのでありますのでほぼ同水準かなと見ているところであります。

先ほど年齢のお話が出ましたけれども、寒河江市における該当者の年齢につきましては、15歳から39歳までが7割を超しているということでもあります。そして、ひきこもりの状況としては、「ほとんど外に出ない」という方が25.9%、「買い物程度は出る」という方が64.8%となっているようでありまして、ひきこもりなどに至った経緯といたしましては、「失業」が23.0%、「就職できなかった」が16.4%、「不登校」が18.0%となっているところでありまして、職につけないということが大きな要因の一つになっているということが見てとれるところであります。

さらに、ひきこもりの期間であります、63%が5年以上と長期化の傾向にあります。そして、その半数が10年以上となっているところであります。

また、こうした方々が医療機関などの支援を受けている割合というのは約2割ということでありまして、状況が把握できないケースが6割を超えているということでもあります。

現在、県におきましては、相談支援窓口として自立支援センターが相談に応じているという状況であります。また、今年度からひきこもりサポーター養成講座を開設をしております。支援体制づくりが進んでいくというふうに思います。

本市におきましても、ひきこもり状態の方を抱える家族の支援の観点から、相談窓口を設け随時相談を受け付けているところでございます。

今後も家族、本人の支援を行う上で機会を捉えながら市の相談窓口や県の事業の周知を図り、また、ひきこもり状態の方の社会復帰に向けた取り組み、そして、予防に向けた対策についても関係機関などと連携し、対応してまいりたいというふうに今考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最近、某県議の報告会で、市長ももちろん出席していましたが、吉村知事のお話がありまして、今、人口は減っていますよね。山形県は毎年、1万人は減ると。その中で、やっぱり今までの考えを打ち破って老若男女、障がい、健常者にかかわらず、丈夫な方は寿命が尽きるまで額に汗していかなくちゃいけないんじゃないかという話がありました。全くもってそのとおりだと私も思います。少子化対策にしる、高齢化対策にしる、総力戦をしない限り、今までの生産性を向上することはできないと私は思います。

この大人のひきこもりというタイトルにありましたが、本人は出たがっているというところが私はみそだと思うんですね。それに対しての公的な機関がいろんな支援をするということは、これが

ら求められてくることかなと私は思っています。

そのひきこもりの原因は何かといたら、失業とか就職できなかったということが挙げられていますが、結局少子高齢化対策の一番の目玉は何かというと、やっぱり雇用だと思えますね。その点でつまづいてしまって先に進めなくなって後退するというのは、ぜひ避けていただきたいことだなと私は思っていますので、そこら辺はまだ緒についたばかりだと思いますが、そこら辺を今以上に厚くしていただきたいと思います。

次に、15番の質問をさせていただきたいと思います。最後に、15番の学習状況調査について伺います。

10月21日火曜日の議員懇談会で、教育委員会は平成26年度全国学力・学習状況調査に係る本市全体の状況と考察の報告をした。その中の2番、学習状況調査の結果からについて伺います。まず、本市校長会で各校が発表した取り組みの概況について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

ただいまお話しありました平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果が8月末に公表になりましたので、それを受けて私ども教育委員会としても早速本市全体の状況と考察に係る分析を行ったところであります。

そして、9月2日ですけれども、市校長会を開催し、教育長からは全体的な概要とといいますか、全体的な内容、課長からは本市全体の状況と考察について説明いたしまして、これを受けて各学校において分析と評価を行っていただき、その結果を踏まえた具体的な取り組みをお願いいたしましたところであります。

各学校ではその後、対象となった小学校6年生、中学校3年生のみならず、学校全体を巻き込んだ取り組みを行っていただき、その結果を受けてその後開催した市校長会において各学校の取り組みと実践の状況を発表し合い、研修を深めたところであります。そのときの直接的な御質問は校長会で発表した取り組み状況という御質問でありましたので、その点については教育長よりその概要、取り組み状況を答弁させていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、学習状況調査の結果を受けてその後の各学校の取り組みということでありますので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

学習状況調査というものが行われたわけでありましてけれども、その調査は、子供たちの学習に対する関心とか、意欲とか、態度、それから学校生活や学習習慣、生活習慣の状況など、子供たちの学習や生活等に関する意識や状況を調べるという非常に広い範囲にわたる調査であります。

各学校では、この学習状況調査の結果から全国や県と比較してよい傾向を示している点、それからいい傾向ではないなというふうに捉えられる点を明らかにし、特にいい傾向でないという点については、どこにその原因があるのか等について分析をし、そのための対策について検討したところであります。

その内容については、日々の各学校の授業のあり方、それから家庭での学習や生活習慣のあり方などに関する非常に幅広い分野にわたる取り組み、対策についてであります。

1つは、授業のあり方については、子供たちがより一層「わかる」とか「できる」ということを

実感できるように1時間1時間を大事にした授業を工夫することが、最も大事であるということを各学校で話し合われたようであります。

具体的には、1時間1時間の授業のめあて、きょう、何を勉強するのかなという、そういったことをやっぱり子供たち一人一人にしっかり持たせるということ。それからそれに基づいて自分の考えや意見を書いたり、そして、発表したりする場をより多く取り入れること。そして、学習の時間の終わりには、きょう、学習のめあてに基づいて学習した内容を振り返ってこんなことがわかったとか、こんなことが確かめられたとか、こんなことができるようになったという学習を振り返る場を持つなど、学校全体として、または教師一人一人がなお一層そのことについて意識して取り組んでいこうということを確認しているようであります。

また、学習習慣や生活習慣やメディアとのかかわり方は、学習と関連があるというように指摘されていることから、各学校では、子供たちの学習や生活状況に応じて望ましい生活、学習習慣になるよう家庭と連携し、具体的に充実した取り組みを進めているところであります。

このことは、「さがえっこの育み10か条」の取り組みとも関連してくるものであります。具体的に10か条の中にある「早寝早起き、家族で朝御飯」の項目については、それぞれの学校が生活リズムを確立させる強調週間というものを持って取り組んでおります。

それから、「学力を支える家庭の学習」という項目があるわけでありましてけれども、これも各学校で各家庭に配付している「家庭学習の手引き」というものがあるわけでありましてけれども、それをもう一度、子供たちと家庭としっかり再確認をしようというふうにしております。

それから、「ノーテレビ・ノーゲームで家族の会話」という項目があるわけでありましてけれども、これについてはノーメディアやウィズメディア強調週間、なるべくそういうものとうまくつき合いながら時間をある程度、長時間にわたらないようにして家族で会話をしていこう、家族で一緒に本を読んでいこうというような強調週間の取り組みなども具体的にされておるようであります。

さらに、次のような取り組みも行われています。ある中学校では、「予習や復習など計画的な学習ができていない」という実態がありましたが、この理由の一つには、「何を勉強すればよいかわからない」のではないかという実態があるのではということとその学校では分析をし、授業と家庭学習がスムーズに結びついて、生徒自身が家庭学習の見通しが立てられるようにすることが大事だということで取り組んでいます。具体的に「1日あるいは1時間の授業の振り返り」、「家庭学習の計画」を行うという、その場を日課表の中に具体的に設けていこうということでもあります。

また、その家庭学習をした内容については担任によってしっかりと見取りをして子供たちを励まして、いい取り組みになるようにしていこうというふうにしていくところであります。

また、ある中学校では、アンケートによってSNSの調査をいたしました。御存じであると思いますが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスでありますけれども、この中で特にラインの使用について全国的にいろんな課題になっているものも指摘されているところであります。このことについてアンケート調査した結果、中学校では、その使用の率といいますか、使用時間も含めて県や全国平均を上回っており家庭学習にも影響が出ているという実態が明らかになりました。

そこで、学年自治会が中心となってラインの使い方について約束を決め、SNSに振り回されない生活リズムをつくらうということで、子供たちが主体となった取り組みを進めております。また、

そのことを学校でもバックアップしようということで保護者を巻き込んだ取り組みにしていこうとして、「我が子のSNSについて考える」という意見を保護者から求めたり、それからPTA全体では「子供をインターネットの犯罪から守る」ための研修会といいますか、講演会を実施したりしながら充実した取り組みをしていこうというふうに行っているところでもあります。

このようにそれぞれの学校、いろんな取り組みをやっているわけではありますが、このような各学校の取り組みが学力向上にもつながってくるのではというふうに私たちは考えております。教育委員会としては、各学校の具体的な取り組みがなお一層充実するよう支援するとともに、各学校の取り組みをお互いに学び合うことができるようにこれからも努力してまいりたいというふうに考えているところでもあります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

本市における今後の重点的対応策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今後の重点的対策ということでのお尋ねであります。本市全体の今後の対策として、ただいまお話しありましたように、議員懇談会の席上、資料として最後の3として5項目から成る対策をお示ししたところでもありますけれども、繰り返しになりますけれども、ここでお話しさせていただきたいと思えます。

1つは、「わかる」、「できる」と児童・生徒が感じられる授業づくりの一層の推進を図る。

2番目に、日々の授業ごとや単元ごとに学習の定着状況を丁寧に把握、評価し、課題があれば、その都度、確実に定着させる。

3番目に、全国学力・学習状況調査だけでなく標準学力調査NRTや各種テストなどの結果とも関連づけ児童・生徒の学力を多面的に捉えその向上を図る。

4番目に、各校の分析や取り組みを交流し合い、市全体で日々の授業の一層の質的向上を図る。

最後の5番目に、基本的な生活習慣が学力と関連することに鑑み、「さがえっこ育みアクションプラン」の一層の推進を図るということでもあります。

今ほど教育長から校長会での概要をお話ししましたがけれども、多分にタブるところがありますけれども、私ども、この5点の対策を鋭意進めていきたいという考えであります。

いずれも教育委員会と学校が連携し、あるいは共同して進めていかなければならないものだけですけれども、とりわけ教育委員会としては、今申しあげました4番目、各校の分析や取り組みを考慮し合い、市全体で日々の授業の一層の質的向上を図るところを特に重点的に進めてまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただいま教育長から御紹介がありましたけれども、実践を発表し合い研修し合うことで他校のよさを生かしたさらなる学力向上の取り組みに結びつけると、これが校長会での一つの試みでもありますけれども、まずそれがございます。

そのほかに、これはとりわけ総務文教の委員の方には御案内のことかと思えますけれども、毎年、協力校を指定いたしまして研究の委嘱を行っております。これも毎年になりますが、公開研究発表会というふうなものを開催しております。本年度、去る10月、白岩小学校においてこの公開研究発表を行いまして、市内の全ての先生方に一堂に会していただき研修を行ったところでもあります。さらには、市内の全教職員の研修期間というふうに位置づけ条例設置されているわけですがけれども、

寒河江市教育研究所という組織、研究機関がございます。ここでは「授業の改善」、「生徒指導」、「食育」、「読書活動推進」など7つの研修部会を設けておりまして、市内の先生方全員、そのいずれかの部会に属していただいで研究、研修をしていただいでいるということもございます。一例を挙げましたけれども、このようなくあいで児童・生徒の学力向上を組織的に図っていくことは極めて大切であるというふうに考えます。

教育委員会といたしましては、冒頭申しあげました5つの重点を踏まえて各学校や保護者、地域の皆さんと連携しながら、本市児童・生徒の学力・学習状況の一層の向上に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今、委員長の言及された10月10日の公開授業、私も総務文教の副委員長ですから1時から最後まで聞かせていただきました。この間は12月2日ですが、武道の視察ということで陵南中学校に行って柔道の授業を見てまいりました。柔道は武道の一環ですが、その後の懇談会がありまして校長先生のお話を伺ったり私どもの意見を開陳したりして懇談になったわけですが、校長先生はいじめに対しても、学習向上策に対してもしっかりと把握しておりまして、多分レポートの枚数を見て、私は意識が確かなものであると私は見ておりましたのでよかったなと思っています。ことは、研究授業は小学校でしたが、来年は陵東中でやるということなので私は楽しみにしております。

昨年、ノーベル賞を受賞したiPS細胞の山中伸弥さんですね、教育というのは、多分テストでいい点をとること、いい学校に入ることが多分今の世の中では目標になっていますが、その先があるという話ですね。その結果、いい点数をとっていい学校に入ってその後があるという話です。だから、何になるかという、世の中というか、人様に貢献するというか、山中さんでいえば難病を治療する、患者さんの負担を軽くするというのが教育の目標なのかなと私は思っていますので、ぜひ今挙げた項目のみならず、さっきの話じゃありませんが、総力戦で生徒一人一人の学力向上のために頑張っていただきたいなと思っています。

以上で質問を終わります。

○鴨田俊廣議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第2、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申しあ

げます。

このたびの補正予算は、チェリークア・パーク民活エリア内分譲用地を土地開発公社から買い戻す企業誘致推進事業費 2 億1,816万2,000円を追加し、歳入については財産収入を同額追加し、対応するものでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ160億1,085万9,000円とするものでございます。

以上、補正予算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

散 会 午前 1 1 時 4 8 分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。